

自動車保険について

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）と任意保険があります。

対 比	自賠責保険	任意保険
加 入	加入しなければならない(義務)	任意
対 象	人身損害だけ	人身損害と物損
支払い 限度額	死亡	保険契約の限度額 までの補償
	3,000万円	
	傷害	
	120万円	
	後遺 障害	
	75万円～4,000万円 (1級～14級の障害等級による)	

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害額が補償額を上回っている分は任意保険により補償されることになります。

〈イメージ図〉

損害賠償額	自賠責保険	任意保険又は加害者負担
合計 7,000万円	(上限) 3,000万円	4,000万円

交通事故相談所について

交通事故における示談、損害賠償請求、過失割合や保険などに関するあらゆる問題に対し、専門の相談員が公正・中立な立場から助言し、問題解決のお手伝いをしています。

長崎県交通事故相談所 月～金 9:00～16:00

長崎市尾上町3-1 (県庁内)

電話番号 095-824-1111

政府の保障事業について

次のような人身事故については、自賠責保険の救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない

このような場合などに、政府（国土交通省）が被害者の救済を図るために損害を填補する自動車損害賠償補償事業という制度があります。

詳しくは、損害保険会社までお尋ねください。

捜査へのご協力をお願い



警察は、事故の状況や原因など加害者の罪を明らかにするために捜査を行います。

被害者やご家族の方には、捜査のため次のようなことをお願いすることがありますので、是非、ご協力をお願いします。

事情聴取

事故を担当する捜査員（警察官）が、事故の状況などについて、詳しく事情をお聞きします。



現場検証(実況見分)の立会い

事故の状況や原因を明らかにするため、事故の現場などに立ち会っていただくことがあります。

証拠品の提出

被害者が着ていた衣服や所持品、乗っていた車などは、被害を裏付ける証拠品として提出していただくことがあります。



なお、ご協力いただいている途中で体調が悪くなったり、ご都合の悪い場合は、担当の捜査員（警察官）に遠慮なくお申出ください。

被害者の手引

～交通事故にあわれた方へ～

このリーフレットは、交通事故の被害にあわれた方やそのご家族の方に、

● 警察が協力をお願いすること

● 事件発生から裁判までの流れ

● 利用できる支援制度

などについてお知らせするものです。



私が担当者です。お気軽にご相談ください。

☐ 警察署 課

☐ 高速道路交通警察隊

担当者

電話番号

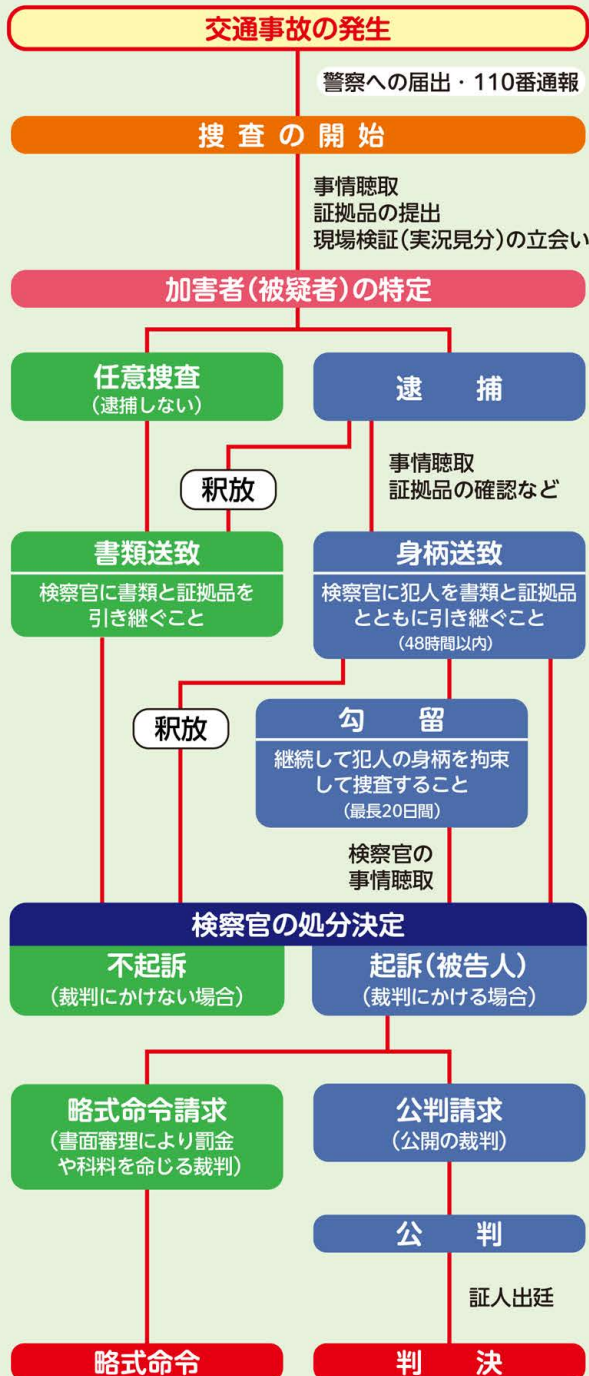
刑事手続の流れ

警

察

検
察
庁

裁
判
所



支援要員があなたをサポートします！

警察では、交通事故発生直後から担当の支援要員(警察官等)が

- 捜査活動中の付添い
- 被害による困り事や要望への対応
- 各種支援制度の説明・手続
- 関係機関の紹介・引継ぎ

などを行います。

また、重大な交通事故事件等については、担当の捜査員が被害者やご家族に対して、次のような情報をお知らせしています。

- ▶ 事故の加害者に関すること
 - 加害者の住所、氏名及び年齢
 - 交通事故の発生日時、場所
 - 捜査状況
- ▶ 事故の加害者の処分に関すること
 - 加害者の検挙状況
 - 送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所

今後は
どうなるの？



心の専門家がいます。

警察では、警察の部内カウンセラーや長崎県臨床心理士会所属のカウンセラーなどによるカウンセリングを行っています。

- 眠れない、食欲がない
- 学校や仕事にいけない

など、不安に思うことがあれば、担当の支援要員にお申し出ください。

カウンセリング費用は公費で支出します。



裁判に参加できる制度があります。

被害者参加制度

危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪などの被害者やご家族は、裁判所の許可を得て「被害者参加人」となった上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、裁判に出席し、決められた範囲内で証人や犯人(被告人)に対して質問したり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。



関係機関への情報提供ができます。

警察だけでは被害者やご家族の要望に対応できない場合や、『〇〇で困っているけど、対応できる機関がわからない。』というような場合でも、担当の支援要員にご相談いただければ、適切な関係機関へおつなぎします。

例えば、

- 被害者支援に詳しい弁護士に法律相談をしたい
 - 市役所に手続や相談に行きたいが、人目が気になる
- というような場合、警察から関係機関に対し、被害者の方の予定や事案概要、要望等について、事前に情報提供を行いますので、関係機関での支援もスムーズに受けることができます。

『公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター』は、長崎県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されています。

長崎犯罪被害者支援センターは、犯罪被害者支援事業を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人として、県内で唯一、長崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。

- 法律や裁判などについて相談したい
 - 経済的被害の回復について相談したい
- など、警察で対応できない内容の相談でも、センターの支援員が対応し、必要に応じて、
- 被害者支援に精通した弁護士の紹介
 - 裁判所や弁護士事務所への付添い
- などを行います。



被害者参加人のための国選弁護制度

「被害者参加人」となった被害者やご家族は、裁判への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力が一定の基準(200万円)に満たない場合には、裁判所に対して弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士(被害者参加弁護士)の選定を請求することができます。

この弁護士の報酬や費用は、国が負担します。

